■ 投資信託受益権に関する取引規程

第１章　取　　引

第１条（規程の趣旨）

この規程は、投資信託受益権に関する取引（取扱を含む。以下同じ。）について、お客様と三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第２条（利用可能取引）

お客様は、この規程に基づいて投資信託受益権に関する次に掲げる取引（以下「利用可能取引」といいます。）をご利用いただけます。

① 第２章に定める振込先指定方式による取扱い
② 第３章に定める取引残高報告書方式による取扱い
③ 当社が別に取扱を定める累積投資取引（定期引出契約の締結を含む）
④ 当社が別に取扱を定める投資信託振替決済口座による取扱い
⑤ 当社が別に取扱を定める定期定額購入取引

第２条の２（取引の要件）

(1) 利用可能取引は、日本国内に住所または居所を有するお客様が、次のすべての要件を満たす場合にかぎり、行うことができるものとします。
① 利用可能取引にかかる投資信託受益権についての権利を有するため、投資信託振替決済口座が開設されていること。
② 利用可能取引にかかる金銭の決済を行うための預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）が投資信託振替決済口座と同一支店内に開設されていること。

(2) すでに利用可能取引を開始しているお客様が、日本国内の住所および居所を失した場合には、それ以降、利用可能取引の全てを行えないものとします。

第３条（申込方法等）

(1) お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入の上署名し、これを当社国内の本・支店に提出することによって、利用可能取引を申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り、利用可能取引を開始することができます。お客様が利用可能取引を申し込んだ場合、前条第１号、第４号の取引を必ず申し込むものとします。

(2) お客様には申込時に当社所定の印鑑届により印鑑、住所、氏名等を届出ていただきます。

第２章　振込先指定方式

第４条（振込先指定方式）

振込先指定方式とは、本規程に基づいてお預りするお客様の口座内のすべての受益権に関する取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）を、お客様のあらかじめ指定する指定預金口座に振込む方式をいいます。

第５条（指定預金口座の取扱）

指定預金口座は原則として当店のお客様名義の普通預金口座または当座預金口座としていただきます。

第６条（指定預金口座の変更）

指定預金口座を変更されるときは、当社所定の用紙によって届出ていただきます。

第３章　取引残高報告書方式

第７条（取引残高報告書方式）

取引残高報告書方式は、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する方式をいいます。

第８条（取引残高報告書の取扱・定期交付）

(1) 当社は、お客様とのお取引が生じた場合（お取引がないときは当社所定の時期）に、当該投資信託受益権にかかる取引

明細および投資信託受益権の預り残高を記載した取引残高報告書を３か月毎（３月・６月・９月・12月）に当該月末現在で作成し、送付します。当書類は、照合通知書を兼ねることとします。

⑵　お客様は、当社から取引残高報告書の送付を受けた場合は、速やかにその内容をご確認ください。その際、残高明細を記載した回答書を同封させていただいた場合は、当社に必ず当該回答書をご返送ください。

⑶　取引残高報告書の記載内容にご不審な点があるときは、速やかに当社取引店の内部管理責任者にご連絡ください。取引残高報告書を送付させていただきました後、15日以内にご連絡がなかった場合、当社はその記載事項すべてについて承認いただいたものとして取扱うことができるものとします。

第９条（都度交付）

取引残高報告書の交付を定期的ではなく、都度交付する場合、当社所定の書類によりお申し出ください。

第４章　雑　　則

第10条（契約期間等）

投資信託振替決済口座管理規程第４条に定める取扱いといたします。

第11条（届出事項の変更）

投資信託振替決済口座管理規程第12条に定める取扱いといたします。

第12条（解約等）

投資信託振替決済口座の解約は投資信託振替決済口座管理規程第17条、第18条に定める取扱いといたします。

第13条（免責事項）

投資信託振替決済口座管理規程第20条に定める取扱いといたします。

第14条（規程の変更）

この規程は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の４の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

附則

この規程の第２条および第２条の２については、2024年10月28日より適用させていただきます。

以　上

2024年８月28日